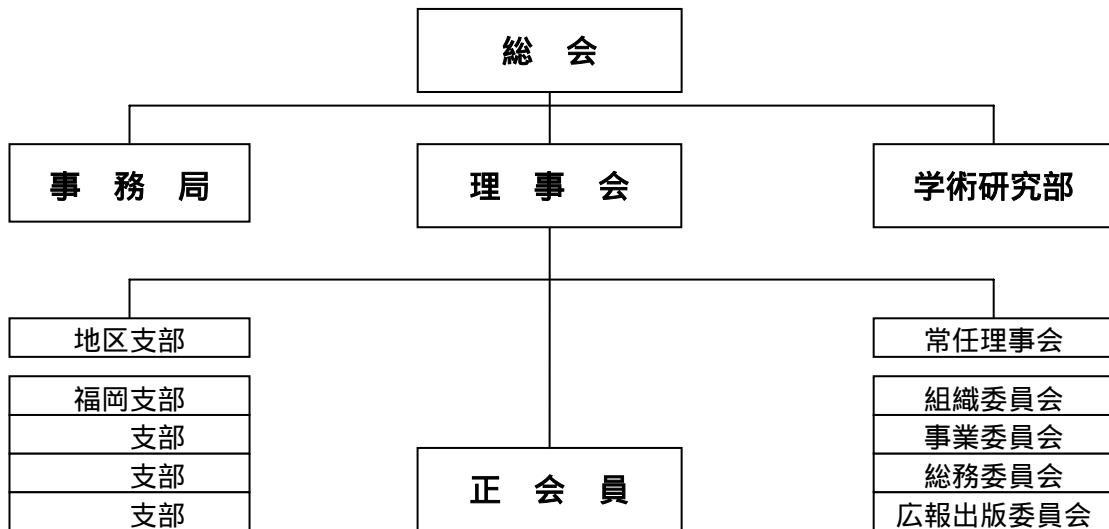


業務方法書

日成会組織運営機構図



事業内容

1. 成人病予防の普及啓蒙活動。

会員及び一般家庭・企業・団体への予防情報紙の作成・配布並びに小冊子の出版。
成人病予防セミナーの開催。
老化対策セミナーの開催。

2. 健康づくり啓発活動。

健康生活新聞（第3種）の発行。
健康ミニセミナーの開催。
運動・スポーツ活動の推進。
予防食の普及。
健康相談活動。

3. 生活充実関連活動。

生活充実支援活動 健康生活必需品の割引斡旋
介護支援活動 他団体と協賛。
健康親睦旅行など。

《会員の特典》

健康セミナー等に年1～2回ご招待（無料）。
健康生活新聞の発行を受ける（無料）。
健康生活必需品の割引斡旋など。

会員と会費

1. 本部会員

正会員	入会金	3,000円	年会費	24,000円
法人会員	入会金	10,000円	年会費	30,000円
個人会員A	入会金	0円	年会費	0円

2. 支部会員

賛助会員	入会金	3,000円	年会費	6,000円
個人会員B	入会金	3,000円	年会費	0円
新聞購読会員			年間購読料	2,040円

会費と会員登録

1. 会員は「会員登録書」に必要事項を記入して申請し、理事会の承認を得て会員と認められる。但し、一定の条件を満たせば会員証は前以て発送する。
2. 会費は前納制とする。現金又は郵便振替にて1年分（4月～翌年3月）を前納する。但し、途中月入会の場合は月割計算とする。
3. 入会が不適当と認められた場合は、その旨を申込書に通知し、納入金は払い戻し、会員証は返還を願う。この場合を除き、入会金及び会費は返金しない。
4. 会員の入会金及び年会費は特例を除き、全額、本部へ入金すること。
個人会員Bの入会金（3,000円）は、支部経費とする。但し、普及連絡票と250円は本部へ入金すること。
新聞購読会員の年間購読料（2,040円）は支部経費とする。但し、普及連絡票と250円は本部へ入金すること。又、新聞代は支部負担（1部20円）で購入して配布すること。（新会員が対象、年間240円）
5. 会員の管理及び入会金、会費の管理、処理、会計、報告は本部並びに支部においてそれぞれ責任をもって行うものとする。尚、支部長は支部の経理状況を本部へ報告しなければならない。
6. 詳細は本会の進捗状況に合わせて業務方法書によって定める。

支部活動。

1. 日成会全国ネットワーク「140支部体制」。
・全国地域本部と地区支部（限定数）はP11を参照。
2. 支部長の任命基準。
理事会の承認。
理事・副理事経験1年以上。
正会員1名以上か賛助会員4名以上の推薦。
30名以上の個人会員。
3. 副支部長の任命基準。
理事会の承認。
理事・副理事であること。
賛助会員1名以上の推薦。
10名以上の個人会員。
4. 支部活動経費補助。

所属の正会員	1名につき500円/月（年会費の25%）	新会員のみ
所属の法人会員	1名につき625円/月（年会費の25%）	〃
所属の賛助会員	1名につき125円/月（年会費の25%）	〃
所属の個人会員B（入会金）	1名につき2,750円（250円は本部）	
所属の新聞購読会員（年間購読料）	1名につき2,790円（250円は本部）	

但し、新聞代は支部負担（1部20円）で購入して配布すること。

常任理事会と専門委員会

1. 組織委員会（委員長、副委員長、構成委員）。
支部、会員を増やす。指導者への教育。
2. 事業委員会（委員長、副委員長、構成委員）。
セミナー等の具体的な事業を企画、計画し、事業の展開を図る。
3. 総務委員会（委員長、副委員長、構成委員）。
予算、財務、会議等の開催など。
4. 広報出版委員会（委員長、副委員長、構成委員）。
健康生活新聞の発行。その他健康関連出版等。

1. 南部征喜先生による講座（受講回数 3回）、
修了者には認定書授与。
2. 受講料は、3回受講で30,000円。
奨学金制度あり。

日成会理事協定

私達、理事、副理事は、日本全域にわたる日成会事業の開拓、発展に関して、その理念を基に各自の利益を、的に事業が推進されることを願う者であります。
従って、私達は常に最良の紳士の言動を維持し、日成会の目的に支障を来すような競争をつつしみ、常フェアプレーと相互信頼に基づき、如何なる場合にも、共に生き合う理念に基づき、私達の日成を最善の方向に導くように共に協力し合うことを以下宣誓します。

1. 如何なる場合においても支障を来す競争はしないこと。
2. 非常の場合は相互に援助しあうこと。
3. 最低月に1回は会合し、諸問題の解決を図ること。
4. 直接、間接を問わず当該事業以外の業務をこの事業に持ち込まないこと。
5. これら理事協定の実施に当たっては、友好且つ互助の精神で遂行すること。
6. 共に運営する場合、諸問題が発生したときは、次のように対処すること。
諸問題にどう対処するか真剣に取り組み、自ら人生修行と心得ること。
諸問題に対し、模範人となる為の研修であると率先垂範して問題解決に当たること。
7. 理事、副理事は当該地方の権利を永久に取得したのではなく、もし理事会において必要と認めた場合、三者が役員として選任されることも時としてあることを考慮に入れること。これは義務の裏付けの不当な行使をつつしみ、無用の紛争をさけるためであり、諸問題については理事会を通じて話し合い解決を図ること。
8. 金銭債務の不履行、定款及び協定違反の場合は、役員を解かれる事があっても意義のないこと。
以上の日成会理事協定を守ることを誓います。